

宮城県公報

宮 城 県
（総務部私学文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

告 示

ページ

| | | |
|----------------------------------|-------------|---|
| ○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 | (共同企画社会推進課) | 一 |
| ○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定 | (長寿社会政策課) | 一 |
| ○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定 | () | 二 |
| ○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定 | () | 二 |
| ○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の廃止の届出 | () | 二 |
| ○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の廃止の届出 | () | 三 |
| ○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の廃止の届出 | () | 三 |
| ○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 | (障害福祉課) | 三 |
| ○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更の届出 | () | 三 |
| ○地方卸売市場の廃止の許可 | (農産園芸環境課) | 三 |
| ○建設業許可の取消し | (事業管理課) | 四 |
| ○所在地を確知できない建設業者の申出 | () | 四 |
| ○道路の区域変更 | (道路課) | 四 |
| ○道路の供用開始 | () | 四 |
| ○県施行土地区画整理事業の事業計画変更案の縦覧 | (都市計画課) | 五 |
| ○建築士免許の取消し | (建築宅地課) | 五 |
| ○開発行為に関する工事の完了 | (建築宅地課) | 五 |
| ○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告 | | 六 |
| ○教育委員会定例会の開催 | | 七 |

告 示

○宮城県告示第九十二号
 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により次の特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項で準用される第十条第二項の規定により告示する。

平成二十三年二月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 環境対策研究所

一 代表者の氏名 櫻井 修

二 主たる事務所の所在地 多賀城市八幡二丁目一番三十四号

三 定款に記載された目的 この法人は、地域住民及び企業等諸団体に対して、環境の保全に関する事業を行い、住み良い地域づくりに寄与することを目的とする。

四 申請のあった年月日 平成二十三年一月二十四日

○宮城県告示第九十三号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者として、次のとおり指定した。

平成二十三年二月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 訪問介護

| | | | |
|-------------|-----------------------------------|--------------|-------------|
| ○四七五五〇一三三三二 | ケア・ワークスコープのぞみ 仙台市泉区黒松一丁目三十一番九号 | 宮城県高齢者生活協同組合 | 平成二十二年十二月一日 |
| 介護保険事業所番号 | 事業所の名称及び所在地 | 事業者の名称又は氏名 | 指定年月日 |

二 通所介護

| | | | |
|------------|---------------------------------|---------------|-------------|
| ○四七二二〇一〇〇三 | 健康増進&入浴はすば 柴田郡柴田町北船岡三丁目五番十四号 | 有限会社代替医療総合研究所 | 平成二十二年十二月一日 |
| ○四七〇三〇〇六九〇 | アースポート東塩釜 | アースポート株式会社 | 平成二十二年 |
| 介護保険事業所番号 | 事業所の名称及び所在地 | 事業者の名称又は氏名 | 指定年月日 |

| | | | |
|------------|---|------------|--------------|
| 〇四七二二〇一〇二一 | 塩竈市藤倉二丁目十九番三十号 | 株式会社フロンティア | 平成二十二年十二月十五日 |
| 〇四七三二〇〇八〇八 | みどりの社デイサービスセンター東船岡柴田郡柴田町船岡新栄四丁目六番五号 デイサービスおやゆび遠田郡美里町中坪字上戸三十五番三 | 株式会社穂乃香 | 平成二十二年十二月十五日 |

○宮城県告示第九十四号
介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者として、次のとおり指定した。
平成二十三年二月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| | | | |
|------------|---|--------------|--------------|
| 〇四七五三〇一七一九 | ライフサポート中倉居宅介護支援センター 仙台市若林区中倉三丁目四番十四号 | 株式会社シルバライフ | 平成二十二年十二月一日 |
| 〇四七五五〇二三三四 | ケアプランセンターのぞみ 仙台市泉区黒松一丁目三十一番九号 | 宮城県高齢者生活協同組合 | 平成二十二年十二月一日 |
| 〇四七二六〇〇六五九 | 七ヶ浜海の宮居宅介護支援事業所 宮城県七ヶ浜町東宮浜字前畑十 | プリムローズ有限公司 | 平成二十二年十二月十五日 |

○宮城県告示第九十五号
介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者として、次のとおり指定した。
平成二十三年二月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| | | | |
|------------|--------------------------------|--------------|-------------|
| 〇四七五五〇二三三三 | ケア・ワーカーズコープのぞみ 仙台市泉区黒松一丁目三十 | 宮城県高齢者生活協同組合 | 平成二十二年十二月一日 |
|------------|--------------------------------|--------------|-------------|

二 介護予防通所介護

| | | | |
|------------|-------------------------------------|---------------|--------------|
| 〇四七二二〇一〇〇三 | 健康増進&入浴りはずば 柴田郡柴田町北船岡三丁目五番十四号 | 有限会社代替医療総合研究所 | 平成二十二年十二月一日 |
| 〇四七〇三〇〇六九〇 | アースサポート東塩釜 塩竈市藤倉二丁目十九番三十号 | アースサポート株式会社 | 平成二十二年十二月十五日 |
| 〇四七二二〇一〇一 | みどりの社デイサービスセンター東船岡柴田郡柴田町船岡新栄四丁目六番五号 | 株式会社フロンティア | 平成二十二年十二月十五日 |

○宮城県告示第九十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨届出があった。
平成二十三年二月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 福祉用具貸与

| | | | |
|------------|--|------------|---------------|
| 〇四七〇六〇〇四五三 | 株式会社ブルケン東北福祉事業部 白石市本鍛冶小路四番地 | 株式会社ブルケン東北 | 平成二十二年十二月三十一日 |
| 〇四七五二〇一六六三 | パナソニックエイジフリー 介護センター仙台中央 仙台市青葉区五橋一丁目七番四号オリベハイツ望月一〇六 | 株式会社レンタコム | 平成二十二年十二月三十一日 |

二 特定福祉用具販売

| | | | |
|------------|--------------------------------|------------|---------------|
| 〇四七〇六〇〇四五三 | 株式会社ブルケン東北福祉事業部 白石市本鍛冶小路四番地 | 株式会社ブルケン東北 | 平成二十二年十二月三十一日 |
| 〇四七五二〇一六六三 | パナソニックエイジフリー | 株式会社レンタコム | 平成二十二年 |

| | | |
|-------------|--|---|
| 〇宮城県告示第九十七号 | 介護チエーン仙台中央 仙台市青葉区五橋一丁目七 番四号オリベハイツ望月一 〇六 | 日 |
|-------------|--|---|

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十二条第一項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり廃止する旨届出があった。

平成二十三年二月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| | | | |
|------------|---|-----------|-----------------------|
| 介護保険事業所番号 | 事業所の名称及び所在地 | 事業者の名称 | 廃止年月日 |
| 〇四七〇二〇一九四八 | 居宅支援事業所すえの丘 石巻市須江字しらすぎ台三 丁目二十一番地三 | 有限会社しらすぎ苑 | 平成二十二年 十二月三十一 日 |

〇宮城県告示第九十八号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、指定介護予防サ
ビス事業者から次のとおり廃止する旨届出があった。

平成二十三年二月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| | | | |
|------------|--|------------|-----------------------|
| 介護保険事業所番号 | 事業所の名称及び所在地 | 事業者の名称又は氏名 | 廃止年月日 |
| 〇四七〇六〇〇四五三 | 株式会社ブルケン東北福祉 事業部 白石市本鍛冶小路四番地 | 株式会社ブルケン東北 | 平成二十二年 十二月三十一 日 |
| 〇四七五一〇一六六三 | パナソニックエイジフリー 介護チエーン仙台中央 仙台市青葉区五橋一丁目七 番四号オリベハイツ望月一 〇六 | 株式会社レンタコム | 平成二十二年 十二月三十一 日 |

二 特定介護予防福祉用具販売

| | | | |
|------------|---------------------|------------|-----------------------|
| 介護保険事業所番号 | 事業所の名称及び所在地 | 事業者の名称又は氏名 | 廃止年月日 |
| 〇四七〇六〇〇四五三 | 株式会社ブルケン東北福祉 事業部 | 株式会社ブルケン東北 | 平成二十二年 十二月三十一 日 |

| | | | |
|------------|--|-----------|-----------------------|
| 〇四七五二〇一六六三 | 白石市本鍛冶小路四番地 | 株式会社レンタコム | 日 |
| 〇六 | パナソニックエイジフリー 介護チエーン仙台中央 仙台市青葉区五橋一丁目七 番四号オリベハイツ望月一 | | 平成二十二年 十二月三十一 日 |

〇宮城県告示第九十九号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サ
ビス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十三年二月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| | | | | |
|------------|------------------------------|-------------------|-------------|----------------|
| 事業所番号 | 事業所の名称及び 所在地 | 指定障害福祉 サービスの種類 | 設置者名 | 指定年月日 |
| 〇四一〇九〇〇一四六 | 訪問介護ステーション 多賀城 ハウス・クルー | 居宅介護、重度 訪問介護 | 医療法人一秀 会 | 平成二十三年 二月一日 |

〇宮城県告示第一百号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、指定障害福祉
サービス事業者から、次のとおり変更した旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により
告示する。

平成二十三年二月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| | | | |
|------------|----------------|--|-----------------|
| 事業所番号 | 設置者名 | 事業所の名称及び所在地 | 変更年月日 |
| 〇四一三二〇〇〇九〇 | 社会福祉法人共生 の森 | 社会福祉法人共生の森く がね作業所 遠田郡涌谷町涌谷字築道 西一番地二 | 平成二十二年 十二月一日 |
| | | 変更後 社会福祉法人共生の森 遠田郡涌谷町涌谷字築道 西一番地二 | |

〇宮城県告示第一百一号

卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第六十条の規定により、地方卸売市場の廃止を次のと
おり許可した。

平成二十三年二月八日

| | | |
|-----------------------------------|-------|---------|
| 一 卸売市場の名称 白石市地方卸売市場 | 宮城県知事 | 村 井 嘉 浩 |
| 二 卸売市場の所在地 白石市福岡長袋字八斗時一番地 | | |
| 三 卸売市場を廃止する年月日 平成二十三年一月三十一日 | | |
| 四 許可年月日 平成二十三年一月二十五日 | | |

○宮城県告示第百二号
建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次の建設業の許可を取り消した。
平成二十三年二月八日
宮城県知事 村 井 嘉 浩

| | | | | |
|------------------------------------|---|-------------------------|---|---------------------|
| 商号又は名称及び代表者の氏名 明興防水株式会社 野宮 明 | 主たる営業所の所在地 仙台市宮城野区港三丁目一・三仙台港国際ビジネスサポートセンター四F | 建設許可番号 般一十八万三千三百七十五号 | 申請区分及び許可を取り消した建設工事の種類 全部廃業 とび・土工事業 | 受付年月日 平成二十三年一月四日 |
| 栗駒建木株式会社 千葉 国男 | 栗原市栗駒猿飛来上戸前十九・一 | 般一十八万三千四百五号 | 全部廃業 一般建設業 土木工事業 建築工事業 とび・土工事業 石工事業 ほ装工事業 建具工事業 水道施設工事業 | 平成二十三年一月七日 |
| 株式会社綜合建設 澤口 裕一 | 仙台市宮城野区岩切字余目南七十一 | 般一十二万五千四百八号 | 一部廃業 一般建設業 とび・土工事業 | 平成二十三年一月六日 |
| 有限会社庄子基礎工業 庄子 市雄 | 仙台市青葉区落合五丁目十四・三十 | 般一十八万五千六百十号 | 全部廃業 一般建設業 とび・土工事業 | 平成二十三年一月十一日 |

| | | | | |
|-------------------|-------------------|---------------|--|-------------|
| 有限会社一成 村上 俊弘 | 仙台市太白区西中田五丁目十七・三 | 般一十九万七千九百四十四号 | 全部廃業 とび・土工事業 | 平成二十三年一月十四日 |
| 三藤建技株式会社 寺村 辰夫 | 仙台市青葉区錦ヶ丘九丁目二十九・一 | 般一十八万六千二百四十八号 | 全部廃業 一般建設業 土木工事業 建築工事業 大土工事業 とび・土工事業 内装仕上工事業 | 平成二十三年一月十八日 |
| 株式会社光 佐藤 光男 | 大崎市古川沢田字中河原二・一 | 般一十七万七千六百十九号 | 一部廃業 一般建設業 土木工事業 とび・土工事業 ほ装工事業 水道施設工事業 | 平成二十三年一月十八日 |

三 許可取消しの原因
建設業に係る廃業等の届出があり、建設業法第二十九条第一項第四号に該当
○宮城県告示第百三二号
次の建設業者については、その営業所の所在地を確認できないので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条の二第一項の規定により告示する。
なお、この告示の日から三十日を経過しても申出がないときは、建設業の許可を取り消すことができる。
平成二十三年二月八日
宮城県知事 村 井 嘉 浩

| | | | | |
|-------------------------------------|-----------------------------|-------------------------|----------------------------------|------------------------|
| 建設業者の商号又は名称等 株式会社サンユウセブン 熊坂 傳 | 主たる営業所の所在地 仙台市若林区荒町一五七番地 | 建設許可番号 般一十二万八千三百七十七号 | 許可している建設業の種類 一般建設業 内装仕上工事業 | 建設許可年月日 平成二十一年一月十三日 |
|-------------------------------------|-----------------------------|-------------------------|----------------------------------|------------------------|

二 申出先
宮城県土木部事業管理課建設業振興・指導班
所在地 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
電話 ○二二・二二一・三二一六（直通）
○宮城県告示第百四号
道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を

変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十三年二月八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年二月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 鳴瀬南郷線
- 三 道路の区域

| 変更の区間 | | 変更の前後 | | 敷地の幅員 (メートル) | 敷地の延長 (メートル) | 備考 |
|------------------------------------|---|-------------|-------------|-----------------|-----------------|----------------------------|
| 前A | 後 | 前A | 後 | | | |
| 東松島市西福田字古堂無番地先から 同市西福田字古堂無番地先まで | | 五・六 一一・〇 | 五・六 一一・〇 | 一一六・八 | 一一六・八 | 上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 |
| | | 六・五 | 六・五 | 一一六・二 | 一一六・二 | |

○宮城県告示第百五号

（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十三年二月八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年二月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| 道路の種類 | 路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始年月日 |
|-------|-------|------------------------------------|----------------|
| 県道 | 鳴瀬南郷線 | 東松島市西福田字古堂無番地先から 同市西福田字古堂無番地先まで | 平成二十三年 二月八日 |

○宮城県告示第百六号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第五十五条第十三項において準用する同条第一項の規定により、仙塩広域都市計画事業仙台港背後地区区画整理事業の事業計画変更の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該事業計画変更の案で都市計画において定められた事項以外の事項について意見のある利

害関係者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して一週間を経過する日までに宮城県知事に意見書を提出することができる。

平成二十三年二月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧期間

平成二十三年二月十四日から同月二十七日まで

二 縦覧時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

三 縦覧場所

1 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県庁（土木部都市計画課）

2 仙台市宮城野区港三丁目一番三号 仙台港国際ビジネスサポートセンター（アクセル）三階

宮城県仙台港背後地区区画整理事務所

○宮城県告示第百七号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第九条第一項の規定により、次のとおり建築士の免許を取り消した。

平成二十三年二月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| 免許取消年月日 | 氏名 | 級別 | 登録番号 | 免許の取消しの理由 |
|---------------|-------|---------------|-----------|----------------------|
| 平成二十二年八月十八日 | 千葉正一郎 | 一級建築士、二級建築士の別 | 第六千四十三号 | 建築士法第九条第一項第二号に該当するため |
| 平成二十二年十二月二十七日 | 熊谷吉春 | 二級建築士 | 第九千九百二十八号 | 建築士法第九条第一項第二号に該当するため |
| 平成二十二年十二月二十七日 | 佐藤修 | 二級建築士 | 第八千九百号 | 建築士法第九条第一項第二号に該当するため |

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（一区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十三年二月八日

企業局

- 一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

宮城県知事 村 井 嘉 浩
 東松島市大曲字堰の内南二十六番五
 東松島市矢本字関の内五十五番地三十二
 小岩 賢治

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。
 平成二十三年二月八日

宮城県公営企業管理者 伊 藤 直 司

一 入札に付する事項

- 1 購入物品 ポリ塩化アルミニウム（単価契約）
- 2 購入物品の数量及び仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 納入期間 平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで
- 4 納入場所 麓山浄水場、中峰浄水場、衡東浄水場、南部山浄水場
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項等
- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に記載されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
- 3 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 4 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは、入札に参加することはできない。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

（一）入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経

営に事実上参加していると認められるとき。

（二）入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第一条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

（三）入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

（四）入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

（五）入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

5 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（千九八〇・八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二・二二一・三三三五）へ平成二十三年三月二日（水）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先
 千九八〇・八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県企業局公営事業課総務班（担当 佐々木圭子 電話〇二二・二二一・三四一三）

2 入札説明書の交付期限

平成二十三年三月二日（水）午後五時まで。ただし、郵送による交付を希望する場合は、平成二十三年二月二十五日（金）まで三の1あて申し出ること。

3 一般競争入札参加資格審査

入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十三年三月八日（火）までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間において、当該書類に説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限 平成二十三年三月十八日（金） 午後五時（郵送により提出する場合は、

| | |
|---|--|
| <p>入札に係る調達物品の名称及び開札日を記載し、入札書在中の旨を朱書きの上、配達証明付書留郵便にて提出期限までに到達すること。ただし、入札書を持参する場合は、5の開札の日時とする。</p> <p>5 開札の日時及び場所 平成二十三年三月二十二日(火) 午後二時二十分 宮城県庁行政舎十五階 企業局会議室</p> <p>四 入札に参加することができない者</p> <p>1 一に定める資格を有しない者</p> <p>2 当該調達物品に係る入札説明書の原本の交付を受けない者</p> <p>五 その他</p> <p>1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。</p> <p>2 入札保証金 企業局財務規程(昭和四十九年宮城県企業局管理規程第九号)第一条の二第一項の規定により準用する財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに平成二十二年における入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十二年宮城県規則第十九号)第二条の規定による。</p> <p>3 契約保証金 企業局財務規程第一条の二第一項の規定により準用する財務規則第一百三十九条及び第一百四十条の規定による。</p> <p>4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者とした入札は、無効とする。</p> <p>5 入札金額の記載方法 金額は、一トン当たりの単価を記入すること。単価は、消費税及び地方消費税を含まない金額とする。 なお、消費税及び地方消費税は代金請求時に加算するものとする。</p> <p>6 落札者の決定の方法 本公告に示した業務を履行できると公営企業管理者が判断した入札者であつて、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った入札者を落札者とする。</p> <p>7 最低価格の入札者以外の者を落札者とする事の有無 無</p> <p>8 契約書作成の要否 要</p> <p>9 詳細は入札説明書による。</p> <p>六 概要</p> <p>Summary</p> <p>1 Nature and Quantity of Items to be Procured: Polyaluminum Chloride (Unit-price contract)</p> <p>2 Period of Supply: April 1, 2011 to March 31, 2012</p> | <p>3 Place of Delivery: Fumotoyama Water Purification Plant, Nakamine Water Purification Plant, Koutou Water Purification Plant, Nanbuyama Water Purification Plant</p> <p>4 Deadline for Bid: March 18, 2011, 5: 00 p.m.</p> <p>5 Contact Person: Keiko Sasaki, General Affairs Section, Public and Water Projects Division, Public Enterprise Bureau, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan. Tel.: 022-211-3413</p> <p style="text-align: center;">教育委員会</p> <p>○宮城県教育委員会告示第一号</p> <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第十三条の規定により、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。</p> <p>なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従つて傍聴しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">平成二十三年二月八日 宮城県教育委員会</p> <p style="text-align: center;">委員長 大 村 虔 一</p> <p>一 日 時 平成二十三年二月十六日 午後二時</p> <p>二 場 所 教育委員会会議室</p> <p>三 事 件</p> <p>1 第三百三十回宮城県議会議案(追加提出)に対する意見について</p> <p>2 職員の人事について</p> <p>3 東北歴史博物館協議会資料収集専門部会委員について</p> <p>4 宮城県多賀城跡調査研究委員会委員の人事について</p> <p>5 文化財保護条例施行規則の一部改正について</p> <p>四 傍聴者の定員 十二人</p> <p>五 傍聴手続</p> <p>1 傍聴希望の受付は、会議開会十五分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して行います。</p> <p>2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。</p> <p>六 問い合わせ先 仙台市青葉区本町三丁目八番一号</p> |
|---|--|

宮城県教育庁総務課総務班（電話〇二二・二二一・三六一一）